

令和8年度分の町・道民税（住民税）申告から 電子申告が可能となります

令和7年中所得に関する令和8年度分の町・道民税（住民税）申告からスマートフォンやパソコンを利用した電子申告が可能になります。

eLTAX（※）のホームページや町ホームページ、マイナポータルから個人住民税電子申告システムへアクセスしていただき、町・道民税（住民税）申告を行ってください。

※ eLTAX とは地方税ポータルシステムの呼称で、インターネットを利用し、地方税における手続きを電子的に行うシステムです。

概要につきましては、eLTAX ホームページの「個人住民税申告の電子化に係る特設ページ」（右記QRコード）よりご確認ください。



詳細に関しましては、決まり次第、町ホームページ等でお知らせします。

問い合わせ先
税務収納係 10番窓口 ☎77-8376

介護保険の認定者も障がい者控除を受けられます

障がい者控除とは

本人または扶養親族が障がい者に該当する場合、確定申告などにより障がい者控除として所得税や住民税の所得控除を受けることができます。

障がい者控除対象者認定書について

障がい者控除の対象となる方は、身体障害者手帳や療育手帳等の交付を受けている方ですが、手帳の交付を受けられない方でも、要支援・要介護認定を受けている65歳以上の方で「身体の障がいまたは認知症の状態が障がい者に準ずると町長が認定した方」には、申告をすることで障がい者控除を受けることができる「障がい者控除対象者認定書」を交付します。

この障がい者控除の適用を受けようとする場合には、介護保険の主治医意見書などの要介護認定資料の記載内容を確認しますので、保健福祉課介護保険係へ申請してください。

※要介護認定を受けている方でも障がい者控除の対象にならない場合があります。また、本人および扶養親族の所得税や住民税が非課税の場合は、該当なりません。

※介護認定の判定区分に変更が生じた場合には、再度申請が必要となります。

認定内容		認定基準
障がい者控除対象者	知的障がい者（軽度・中度）に準ずる	認知症高齢者の日常生活自立度が「II」に該当
	身体障がい者（3級～6級）に準ずる	障がい高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）が「A」に該当する
特別障がい者控除対象者	知的障がい者（重度）に準ずる	認知症高齢者の日常生活自立度が「III」から「M」に該当
	身体障がい者（1級・2級）に準ずる	障がい高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）が「B」および「C」に該当する

問い合わせ先 介護保険係 5番窓口 ☎77-8382

令和8年度 個人住民税の申告について

令和8年1月1日現在、町内に住所がある方は令和7年中の所得について申告をする必要があります。

ただし次の①～④に該当する人は住民税申告の必要はありません。

- ①所得税の確定申告をする方
- ②勤務先（給与支払者）から給与支払報告書（源泉徴収票）が津別町へ提出されている方
- ③年金支払者から公的年金支払報告書（源泉徴収票）が津別町へ提出されている方
- ④均等割がかからない方（所得38万円以下）

※源泉徴収票の控除内容を追加・変更等をする場合は、申告が必要ですのでご注意ください

国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している方は住民税申告が必要です

○軽減判定や自己負担限度額を正しく判定するため、国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している世帯の方で次のア～ウのいずれかに該当する方は申告が必要です。

- ア：所得のない方
- イ：遺族年金や障害年金、雇用保険の失業給付などの非課税収入のみであった方
- ウ：確定申告や個人住民税申告された方の控除対象配偶者や被扶養者

申告（受付）期間及び場所について

○申告（受付）期間：令和8年2月16日（月）～令和8年3月16日（月）の開庁日午前9時～12時、午後1時～5時

※仕事等で来庁できない場合は、夜間受付しますので事前にご連絡ください。（午後8時まで）

円滑な賦課決定のため、期間内の申告をお願いします。

※期間後の住民税申告も随時受け付けています。

○申告（受付）場所：役場1階 税務収納係 10番窓口

